

## ○さいたま市立病院特別病室の使用に関する要綱

平成24年 1月 1日

(局長 決 裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）第5条第2項の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別病室の使用の申込み等)

第2条 特別病室を使用しようとする者は、次条第1項に規定する場合を除き、当該特別病室の種類、設備、使用料その他所要の事項について説明を受けた後に、当該特別病室を使用することを希望する場合、特別病室（個室）使用申込書（様式第1号）を院長（さいたま市立病院の院長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 院長は、特別病室（個室）使用申込書を提出した者に対し、速やかに特別病室の使用の可否を通知するものとする。

(治療上の必要等による特別病室の使用)

第3条 治療を担当する医師は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、特別病室使用意見書（様式第2号）を院長に提出するものとする。

(1) 患者の治療上特別病室を使用する必要があると認められる場合

(2) 病棟管理上特別病室を使用する必要があると認められる場合

2 前項の規定により使用する特別病室は、個室Bとする。ただし、個室Bに空室がない場合又は院長が特に必要があると認める場合に限り、特別室又は個室Aを使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により特別病室使用意見書の提出があった場合は、当該特別病室の使用に係る使用料を徴しないものとする。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、特別病室の使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、必要に応じこれに条件を付することができる。

2 特別病室の使用を院長に承認された者（以下「使用者」という。）であって、前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、特別病室使用料減免申請書（様式第3号）にその事由を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、使用料を減額し、又は免除することとしたときは、特別病室使用料減免申請書を提出した使用者に対し、特別病室使用料減免決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

(使用者の遵守すべき事項)

第5条 使用者は、特別病室の使用に関して院長その他病院の職員の指示に従わなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者が故意又は過失により特別病室の天井面、壁面、床面、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月29日から施行する。